

令和6年度五所川原市すくすく学校給食応援事業概要

五所川原市では、子育て世帯（保護者）の経済的負担を軽減するため、市内の小中学校に在学し、学校給食の提供を受けている児童生徒の保護者のうち、五所川原市に住所を有する方について、令和6年度における学校給食費の全額を支援いたします。

【対象者について】

以下の条件をすべて満たす保護者が支援の対象になります。（詳しくは下記表のとおり）

- ①児童生徒が五所川原市立小・中学校（以下、市立学校）に在学している
- ②児童生徒が五所川原市提供の学校給食を受けている
- ③児童生徒の保護者が、五所川原市内に住所を有する

保護者の要件	児童生徒の要件		対象	備考
五所川原市内に住所を有する (児童生徒の父又は母のどちらかが五所川原市に住民登録している)	市提供の学校給食を受けている	市立学校へ在学	○	
		市立学校へ在学し、市の準要保護制度に申請し、全額助成されている	×	市の準要保護制度で全額支給されず
		市立学校へ在学し、特別支援教育就学奨励費を申請し、受給している	○	
	市提供の学校給食を受けていない		×	
	市外の学校へ在学		×	
	義務教育学校以外の学校へ在学		×	
五所川原市内に住所がない			×	
生活保護受給世帯			×	国から教育扶助として全額支給されず

【支援を受けるための手続きについて】

支援を受けるための手続きは不要です。

【支援期間及び金額について】

支援期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

金額：給食費の全額（小学校：284円×食数、中学校：315円×食数）

※アレルギー疾患等により牛乳を飲めない児童生徒を持つ保護者については、上記の金額から牛乳代を除いた額。また、牛乳のみの児童生徒を持つ保護者については、牛乳代全額を支援。

【給食費の徴収方法について】

当該事業対象者からは給食費を徴収いたしません。市外に住所を有する保護者については、給食費全額を指定の口座から引き落とします。（生活保護受給世帯及び準要保護制度を受けている方については、市が代理納付しますので口座振替等はいりません。）